

## 卷頭言

# 軍学共同に反対する —軍に奉仕する科学者になるなれ

## 1 「平和主義」をめぐって

本年（2016年）は、国民主権・平和主義・基本的人権の尊重を3本柱とする日本国憲法が公布されて70年目である。この間の日本の歴史は、戦争放棄・戦力不保持を掲げた憲法第9条第2項を守る勢力とその改変を目指す保守勢力との相克の歴史であったと言えるかもしれない。

その最初は、1950年の警察予備隊、52年の保安隊、そして54年の自衛隊の発足で、結局戦力の不保持が自衛のための「専守防衛論」に取って代わられたことであろう。いったん武装を開始すると自己運動的に戦力は増強され、91年には国連の平和維持軍への参加を口実としてついに自衛隊の海外派遣が行われた。ところがこれは「非侵略」であり、平和主義と矛盾しないとされたのであった。

やがて、2008年の「宇宙基本法」の制定、12年の「原子力基本法」の改定において、「安全保障に資する」という条項が法律に明記され、宇宙や原子力を動員してまで国の軍事力を増強するのが当然とされるようになった。14年の集団的自衛権の行使容認、15年の安全保障関連法の成立は、「積極的平和主義」のためであるという。憲法の当初の精神からなんと遠く離れたことであろうか。

このような国家の軍事化過程において、最後に残ったのは「学」セクターであった。戦前や戦時中、日本の学術界は国家や軍に従属

し、戦争に動員されてきた。その過去を反省して、1950年に日本学術会議第6回総会において「戦争を目的とする科学の研究には絶対に従わない」との決議を挙げた。学問は世界の平和と人々の福利のためになされるべきもので、これに真っ向から矛盾する軍とのつながりを一切持たないことを誓ったのだ（67年に再度声明が出された）。

この誓いは曲がりなりにも維持され、公的には大学や研究機関に属する科学者が軍事研究に手を染めること無くやってきた。この状況は、科学者が軍事研究を行うことが当然とされている世界の現状から見ても、実に稀有なことであった。

## 2 科学者の軍事協力

しかし、安倍政権になった2013年12月「大学や研究機関との連携充実により、防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的活用に努める」と閣議決定された。「デュアルユース」という口当たりのよい言葉に粉飾して軍学共同を推進することが宣言されたのである。これが契機となって今、軍学共同が具体的に進行しつつある。

昔から、科学者はその特異な能力と豊富な科学知識によって戦争に協力することを当然してきた。たとえば、ラザフォードは1915年に愛弟子のモーズリーが第一次世界大戦で戦死したことを悼んで書いた弔辞において、科学者が

## 池内 了

戦争に協力することを当然とし、軍は科学者を特別扱いすべきとの意見を述べている。

ナチス時代、ヒトラーが「科学を戦争に利用」しようとしたことに対し、ハイゼンベルグは「戦争を科学に利用」することを考えたと言われる。戦争がもたらす悲惨な犠牲は一切考えず、科学の発展のみが彼の脳裡を占めており、戦争遂行のための軍事研究が科学を発展させるとの信念を持っていたのだ。ドイツの科学者の多くもそのように考え、ナチスに協力した責任を自覚することがなかつた。

日本においても、1949年の日本学術会議の創設総会の声明において、「これまでわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し」との文言に関して、「国家が戦争をはじめた以上、国民である科学者が、これに協力するのは当然のことであり、(中略)過去のことを云々するのは却ってよくない」という反対の弁が述べられたという。どこの国でも科学者は、軍事協力について反省しないものらしい。現在においても、軍学共同が進展し得る素地を感じてしまう。

### 3 軍学共同がもたらすもの

軍学共同が大々的に行われるようになると一番に心配されることとは、市民の科学への信頼が失われていくことだろう。陰で軍事研究を行っている科学者が信用されるだろうか。

また、大学が軍産学連携の場となり、秘密の

軍事研究が行われるようになると、大学の自治や学問の自由が失われていくことは明らかである。大学が軍国主義化する国家の牽引をすることになるのだ。そして何より、次世代を担う学生たちが戦争に協力することを当然とするようになり、「誰のための、何のための科学であるのか」について、何らの感懷を持たぬ科学者として育っていくことになる。人間性を失ったロボット科学者ばかりが輩出するのである。私はそのような事態を最も恐れている。

### 4 再び過ちを繰り返さないために

軍学共同を思い止どまらせるのは、研究者個人の倫理意識とともに、研究者が属する研究機関として倫理宣言（行動規範）を表明するという双方が必要ではないかと思う。

個人の倫理だけでは自己本位になることもあるだろうが、集団としての倫理を問えばより広い視点からの科学者の責任を考えることになるからだ。

研究費の不足を理由に軍事研究に手を出したいという研究者が出ている現実がある。そのような苦境を互いに率直に話し合うのも重要なことではないだろうか。

いずれにしろ重要なのは、自らの研究だけでなく、市民から負託されている研究者への役割を自覚し、世界の平和のために貢献する科学者としての矜持である。それこそが真に科学を活かすことになるのではないだろうか。

(いけうち・さとる：名古屋大学名誉教授、宇宙物理学)

# 特集 軍学共同の新展開 —問題点を洗い出す

三好永作

日本国民は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」、戦力を保持せず、国の交戦権を認めない憲法を持つ、世界でもきわめて特殊で例外的な国民である。

戦後70年にわたって、私たち日本国民が、国家行為として他国民を誰一人殺さず、また、誰一人殺されることもなかつたのは、この憲法のお陰である。このことは、ベトナム戦争において約5000人の戦死者をだした韓国と対比すれば明らかであろう。

学問の分野においても、戦後発足した日本学術会議は、第6回総会（1950年）において、「戦争を目的とする科学的研究には絶対従わない決意の表明（声明）」を出した。そして、第49回総会（1967年）の「軍事目的のための科学的研究を行わない声明」において、科学者の意図にかかわらず、研究成果が戦争に活用される危険性があることを各科学者が用心するよう要請している。

平和憲法は、日本軍国主義が起こした侵略戦争により、2000万人を超える犠牲者を出した、20世紀のアジアにおける最大の惨禍を深く反省するなかから生まれた。また、日本学術会議の声明も、戦時中、科学者が戦争に協力したことを探して出されたものである。

しかし、安倍政権による武器輸出三原則の見直しや安保法制の強行採決の動きと呼応して、軍学共同の動きが急である。2015年度に3億円で開始された防衛省の安全保障技術研究制度は2016年度には倍増される。日本学術会議会長である大西隆氏の「個別的自衛権の目的にかなう基礎的研究は許容されるべきではないか」

との発言は、明らかに前述の声明の立場とは異なる。日本学術会議は「安全保障と学術の検討委員会」を設置して、2017年9月までに軍事研究に関する見解をまとめるとする。

21世紀の進むべき道は、戦争の否定であるべきだ。軍学共同の動きを止めることを意図して本特集を企画した。

河村豊氏は、2015年度に始まった防衛省の安全保障技術研究制度をレビューしたうえで問題点を指摘し、さらに「第5期科学技術基本計画」として新たな形で軍学共同が実施されている動きを報告している。

遠藤基郎氏は、軍学共同禁止の原則・慣行を保持してきた東京大学において、2014年以来、その原則が揺らぐ事態の発生に際して東京大学教職員組合による軍事研究禁止の取り組みを詳細に報告している。この報告によれば、「東大が軍事研究解禁」という産経新聞の報道はミスリードであることが明らかである。

豊島耕一氏は、米国の大手における軍学共同の実態と歴史を報告し、軍学共同に反対・抵抗していくには、軍学共同反対の宣言や不参加のみならず「組織上の不服従」、「非暴力直接行動」などさまざまな方法があることを論じている。さらに、大学における科学技術倫理教育の重要性を指摘している。

西川純子氏は、国防高等研究計画局（DARPA）の主導による米国における軍産複合体の成り立ちとその歴史を報告している。同氏は、平和憲法を持つ日本には、米国とは異なる道が可能であり、科学者が市民とともに軍学共同「ノー」を突き付けるほかないと指摘している。

（みよし・えいさく：九州大学名誉教授）

## ●特集● 軍学共同の新展開—問題点を洗い出す

# 広まる軍学共同とその背後に あるもの—安全保障技術研究推進制度と 第5期科学技術基本計画



河村 豊

すでに動き出した「安全保障技術研究推進制度」に加え、2016年度には第5期科学技術基本計画」の「安全保障の確保に資する技術の研究開発」もスタートする。こうした取り組みの実態は、「デュアルユース」という曖昧なものではなく、軍事技術開発を目指した「目的基礎研究」であり、公開の制限や進捗管理などの仕組みを伴う「軍学共同」である。この「軍学共同」の特徴を明らかにしたい。

## はじめに

2015年度に3億円の規模で始まった防衛省の安全保障技術研究推進制度は、「軍学共同」の広まりを象徴するできごとであった<sup>1)</sup>。

2016年度には、この制度の予算が倍増されるだけでなく、新たに「安全保障の確保に資する技術の研究開発」が明記された第5期科学技術基本計画もスタートする。

こうした「軍学共同」が、研究・教育機関組織による適切な方針やサポートがないなかで、申請する研究者の個人的な判断に委ねられ、動き出している。

しかも申請者は「軍学共同」が持つ問題点を十分に意識することなく、「軍事研究」要員として取り込まれつつある。

本稿では、まず、初年度の安全保障技術研究推進制度の募集活動を振り返りながら、この制度の目的や契約内容について検討したい。

さらに、第5期科学技術基本計画に加えられた、「安全保障の確保に資する技術」を取り上げ、新

たな形で「軍学共同」が始まろうとしていること、また、「軍学共同」を進めようとする防衛産業界の意図についても触れてみたい。

## 1 初年度の募集活動を振り返る

2015年度の安全保障技術研究推進制度は、2015年7月8日に公募開始、8月12日に公募締め切り、ヒアリングを経て、9月25日に採択課題が公表された。

### (1) 公募テーマは防衛装備の「研究」

防衛省側は、今回、28種類の研究テーマを公募要領に提示した(表1)<sup>2)</sup>。この研究テーマの目的は、防衛省にとっての将来の「防衛装備品」、つまり、兵器開発をめざした「目的基礎研究」として選ばれていることを、以下に示したい。

第一に、この制度は、他の研究助成とは異なり、委託契約方式によって防衛装備品開発を目指すもので、外部の研究機関に基礎研究を委託することが目的である点だ。

2014年6月に防衛省が作成した『防衛生産・技術基盤戦略』には、「防衛装備品への適用面から着目される大学、独立行政法人の研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望である芽出し研究を育成するため、その成果を将来活用することを目指すと、防衛省側の狙いを説明している<sup>3)</sup>。

**キーワード:** 安全保障技術研究推進制度 (Research Promotion System of Military Security Technology), 軍事研究 (military research), 軍学共同 (military academic collaborations), 目的基礎研究 (goal-oriented basic research), ImPACT (革新的研究開発推進プログラム), 安全保障の確保に資する技術 (Technology that will contribute to ensure security)

表1 平成27年度に公募された研究テーマ  
28件の技術的解決方法(研究課題)

|  |
|--|
| 1. メタマテリアル技術による音響反射の制御                   |
| 2. メタマテリアル技術による電波・光波の反射低減及び制御            |
| 3. 広帯域かつ高機能な光学部品                         |
| 4. 赤外線の放射率を低減する素材                        |
| 5. レーザシステム用光源の高性能化                       |
| 6. 新しい超高速有線伝送路                           |
| 7. 高周波回路の飛躍的な性能向上                        |
| 8. 昆虫あるいは小鳥サイズの小型飛行体実現に資する基礎技術           |
| 9. 空中衝撃波の可視化                             |
| 10. 船舶や水中移動体の高速化のための飛躍的な流体抵抗低減           |
| 11. 複合材料接着部の信頼性向上                        |
| 12. 航空機エンジン用発電機の効率を飛躍的に向上させるための基礎技術      |
| 13. マッハ5以上の極超音速飛行が可能なエンジン実現に資する基礎技術      |
| 14. 複雑系の科学を活用したシステム・オブ・システムズにおける新たな概念の創発 |
| 15. ビッグデータ活用による安全保障分野の問題解決               |
| 16. 画像からの対象物体の抽出                         |
| 17. 人間により近い目的指向型の画像環境認識                  |
| 18. 水中・陸上両用の周辺環境認識                       |
| 19. 海中におけるエネルギーの効率的伝送                    |
| 20. 水中移動体との効率的かつ安定的な通信実現に資する基礎技術         |
| 21. 移動体間の無線通信・ネットワークの飛躍的性能向上             |
| 22. 複数の無人車両等の運用制御                        |
| 23. 革新的な手法を用いたサイバー攻撃対処                   |
| 24. 合成開口レーダの飛躍的な高性能化                     |
| 25. 微生物及び化学物質の離隔検知識別                     |
| 26. ナノファイバーによる素材の高機能化                    |
| 27. 野外における自立したエネルギー創製を可能とする基礎技術          |
| 28. 革新的な方式による水中電界の検出                     |

つまり、この制度で生まれる「独創的な研究」や「芽出し研究」は、「防衛装備品」開発を目的としていると、防衛省が明言している。この制度での研究が「非軍事」目的にあると判断することは、間違っていることになる。

第二に、今回の研究課題には、防衛省が開発を意図している具体的な「防衛装備品」との間に、関連性を見ることができる点である。たとえば、2011年5月に防衛省経理装備局技術計画官が作成した資料『技本の研究開発の現状と軍事技術の方向性』の中には、今後、開発が期待されている「防衛装備品」のリストが示されている<sup>4)</sup>。

表2は、「将来の戦闘様相において敵に優越す

表2 軍事技術の方向性1として示された「中長期技術見積りを踏まえた運用構想例」

|   |
|---|
| 個人装備システム技術<br>(さまざまな脅威からの隊員防護、火力システムの情報化・高機能化、戦場情報の検知・リアルタイム把握)             |
| NBC防護・検知・除染技術<br>(NBC兵器からの防護、迅速な検知・識別、地域・隊員の安全な除染)                          |
| 地上ロボット技術<br>(複数のロボット群にてシステム運用可能なロボットシステム)                                   |
| 誘導弾要素技術<br>(超小型化・地形-位置データ整合、光波マイクロ・セミアクティブラリーフィル・パッシブ電波シーカー・高能力推進装置・高安全推進薬) |
| ネットワーク技術<br>(ソフトウェア無線機・広帯域高出力デバイス・高抗堪性大容量野外ディジタル通信ネットワークシステム)               |

表3 軍事技術の方向性2として示された装備

|  |
|--|
| 無人機、ロボット、航空機(ステルス化、高運動性)、<br>陸上車輌(対IED)、防空システムの能力向上、センサー性能の向上(電波・光波複合センサシステムの研究) |
|--|

る装備を生み出すため、技術研究本部〔現在は防衛装備庁に統合〕が独自に実施する技術研究の中長期的な取り組みの方向性を明らかにする」として示された「防衛装備品」の構想例である。括弧内は引用者の補足。

さらに表3は、「情報通信技術の進歩によるNetwork Centric Warfare (NCW: ネットワーク中心の戦争)への移行」を想定した、「無人機や偵察衛星等の多様なセンサーからの情報をネットワークで結合」する「防衛装備品」の事例である。

表2および表3に示された「防衛装備品」と28の課題とを比較すると、個人装備システム技術や、無人機、高運動性の航空機、防空システムの能力向上、センサー性能の向上などの装備品開発と、表1の課題のいくつかには関連性が見える。

以上のように、制度の狙いや課題の比較から、安全保障技術研究推進制度で示された研究課題は、「防衛装備品」開発のための「目的基礎研究」となっていると判断できる。

## (2) 公募要領にある「配慮」と「縛り」

別の特徴として、今回の公募要領には、応募者への「配慮」と「縛り」が準備されている点がある。

まず、応募する研究者への「配慮」と見られる説明が、『平成27年度安全保障技術研究推進制

度公募要領』の「制度の趣旨」に示されている<sup>5)</sup>。

たとえば、「依頼する研究内容は、防衛装備品そのものの研究開発ではなく」、また「研究成果が広く民生分野で活用されることも期待します」という文言である。非軍事的印象が持てるような「配慮」といえる。

また研究の公開についても「研究対象が基礎技術であるため、(略)本制度では成果の公開を原則として」と書かれている。この点も、研究発表に制限が加えられるのではないかという不安に「配慮」した文言である。

しかし、これらの「配慮」を否定するような「縛り」もかけられている。たとえば、「研究の結果、良好な成果が得られたものについて、防衛省において引き続き研究を行い、将来の装備品に繋げていくことを想定しております」と防衛装備品、すなわち軍事技術に利用することを明言しているからだ。

さらに「研究の公開」についても、「研究成果の外部への公開にあたっては、特に知的財産の取得計画に留意いただくようお願いいたします。委託先が成果を外部に公開する際、防衛省より、知財の取得等の観点で意見することがあります」とある。

防衛機密を理由に公開を制限するのではなく、知財を理由に公開を制限できるように「縛り」がかけられることになる。

さらに防衛省との人脈作りに関わる、別の「縛り」も二つ準備されている。

第一は「継続的な協力」の義務である。

「本制度による研究実施者には、研究期間中あるいは終了後に、防衛省で実施するシンポジウム等において、研究成果を発表して頂く場合があります。(略)これらへの対応については、採択に当たっての条件であることをご理解願います」と、契約の「条件」である点を強調している。採択されて、契約を結んだ研究者は、契約終了後も、継続的な「協力」が義務づけられることになる。

第二は防衛省の職員による研究の「進捗管理」である。

「研究課題の進捗管理等は、本制度の運用全体を統括する者として技術研究本部の幹部職員から

指名されるプログラムディレクター(PD)の指示の元、プログラムオフィサー(PO)を中心となって行います」つまり、少なくとも研究期間中は、大学や研究機関等の研究現場に、防衛省の職員が出入りして、進捗管理が行われることが「条件」となっている。「継続への協力」と重なると、防衛省の職員がその後も研究室に出入りできることになる。

このように、「公募要領」には、軍事技術とは関係がなく、研究成果の公開も自由で、他の競争的資金と同等であるように説明されているが、運用面をみると、研究の進捗管理、成果の公開制限、継続への協力などの仕組みが整えられている。その理由は、この制度の狙いが、軍事技術開発のための研究推進や大学との人脈作りにある、とみることができる。

### (3) 採択された研究者の声

第1回目の応募総数は、大学等が58件、公的研究機関が22件、企業等が29件の合計109件であったと、2015年9月25日公表された<sup>6)</sup>。

また、採択された研究機関は、大学等が4校：神奈川工科大学(研究テーマの番号11)、東京電機大学(同24)、豊橋技術科学大学(同26)、東京工業大学(同27)、公的研究機関が3カ所：理化学研究所(同2)、宇宙航空開発機構(同13)、海洋研究開発機構(同20)、企業等が2カ所：富士通株式会社(同7)、パナソニック株式会社(同19)の合計九つの研究機関によるテーマであった<sup>7)</sup>。

採択された研究者がどのような理由で応募したかという個人的なコメントが、新聞社や放送局などによって取材され、公表されている。ここでは大学所属の3人の研究者のコメントから、その特徴を見ておきたい。なお、この論考において、採択された研究者や彼らのコメントを批判する意図はない。

まず、豊橋技術科学大学の加藤亮助教の場合、「防衛省」というと、軍事研究という(イメージ)はある。応募するにあたって『はいそうですか』とすぐに(判断)はなかった」と述べたうえで、「研究の成果は原則公開され、幅広く活用できると募集要項に記されていたから」と判断し、応募に踏

み切ったという<sup>8)</sup>。

また、東京電機大学の島田正信教授の場合は、無人機で人間や溶岩流など低速で動く物体を捕捉する、合成開口レーダ技術の研究を提案した。「この研究を無人攻撃機に応用するには、数百億円以上の予算が必要で事実上不可能」だと判断し、応募したという。また「研究費を調達しなければ研究が続けられず、えり好みできる状況じゃない」とも述べている<sup>9)</sup>。

神奈川大学の長尾陽典教授の場合は、「複合材の研究は汎用性があるし、防衛省の研究委託制度は成果が公開できる。従来の科学研究費と異なるところがないと考えた」という。一方で、「研究成果が非公開なら応募しなかったと明言」したと紹介されている<sup>10)</sup>。

以上のコメントにはいくつかの共通する部分がある。まず、非軍事で、成果の公開は認められていると、判断している点である。また研究費不足に悩み、防衛省のこの制度を、他の競争的な研究費と同様に捉えている点も共通する。一方で、公募条件には何らかの「縛り」があることに不安を感じるが、拒否する論理を見つけることができず、研究費獲得を優先した、という姿が見える。

ただし、これからも彼らと同じような判断を下すことには問題がある。なぜなら、これまで述べたように、防衛省の目的が、軍事技術開発にある以上、この制度から軍事研究という性格を取り除くことはできないからだ。

非軍事や公開自由などについての「配慮」は、軍事研究に「アレルギー」を持っている研究者を取り込むための巧妙な工夫である、と認識したうえで、研究者個人だけでなく、所属する学協会や組織での慎重な議論が必要である。

## 2 「軍学共同」の新たな動きとその背景

### (1) 国防方針と第5期科学技術基本計画

次に、安全保障技術研究推進制度とは別に、第5期科学技術基本計画において、新たな形で「軍学共同」が実施される動きを、見ておきたい。

2016年1月19日、第15回総合科学技術・イノベーション会議で、「第5期科学技術基本計画(案)」が原案どおり可決された。この基本計画に

は、これまでになかった「安全保障の確保に資する技術の研究開発を行う」という取り組みが、次のように付け加えられている<sup>11)</sup>。

「国家安全保障戦略を踏まえ、国家安全保障上の諸課題に対し、関係府省・産学官連携の下、適切な国際的連携体制の構築も含め必要な技術の研究開発を推進する。その際、海洋、宇宙空間、サイバー空間に関するリスクへの対応、国際テロ・災害対策等技術が貢献し得る分野を含む、我が国の安全保障の確保に資する技術の研究開発を行う」。

ここに登場した「安全保障の確保に資する技術」は、半年ほど前に同じ総合科学技術・イノベーション会議が示した「諮問第6号『科学技術イノベーション総合戦略2015について』に対する答申(案)」には書かれていない<sup>12)</sup>。「安全保障」に関わらせた技術開発の方針を明確な表現で、「科学技術基本計画(案)」作成の最終段階で加えたことになる。こうした動きの背景には何があるのだろうか。

第一は、「国防の基本方針」に「科学技術・イノベーション政策」を従わせようとする現政権の国防重視の政策が背景にあると思われる点である。安倍政権の発足後、2013年12月に閣議決定された『国家安全保障戦略について』の中に、「産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用するように努めていく」と示され、安全保障分野と産学官との関係強化をこの時期にすでに打ち出している<sup>13)</sup>。

また、この閣議決定は、「国防の基本方針について」(昭和32年5月20日 国防会議及び閣議決定)に代わるものであることから、現政権が安全保障政策重視、国防重視の方針をもって、条件が整った段階で科学技術政策に反映させる予定を立てていたと推測することができる。反映させる条件となつた一つが、「諮問第6号に対する答申(案)」公表後に示された、防衛省の「安全保障技術研究推進制度」の募集であるかもしれない。「安全保障の確保に資する技術」という表現が、防衛省が用いた「安全保障技術」とあまりにも似ているからだ。

第二は、「国防重視」と「府省連携体制強化」の政府方針を受け、各府省がそれぞれに政策を立て

た結果という点である。たとえば、文部科学省や経済産業省などは、科学技術政策を通して、「国家安全保障戦略」に関与し、その関連の政府予算を取り込むことができる。さらに防衛省においては、これまでの「科学技術基本計画」にはほとんど関与してこなかつたが、新たに主管庁の一つとなり、国の科学技術・イノベーション政策の中に直接的に関与できるようになる点である。

現時点では、「安全保障の確保に資する技術の研究開発」を各府省がどのように実施するかなど、具体的なプロジェクトについては公表されていない。ただし、前述の諮問6号への答申（案）での次のような説明から、ImPACT（革新的研究開発推進プログラム）が、該当する研究プロジェクトにもっとも該当する可能性がある。

「第2次安倍内閣が発足し、科学技術イノベーション政策は大きく変化した。科学技術基本計画が示す大きな方向性の下、科学技術イノベーション総合戦略を策定し、この戦略の下、政策全体の体系化、政策の重点化、効果的・効率的な運営等を進めてきた。その一環として、総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議へと改組、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）や革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）といった「国家重点プログラム」の創設、イノベーション・ナショナルシステムの改革に向けた、新たな研究開発法人制度の創設、大学と研究資金の一体改革の検討など、府省の壁を越えて我が国全体での科学技術イノベーションへの取組を強化してきた」<sup>14)</sup>

こうした科学技術・イノベーション政策と国防重視の政策とが結びついた研究プロジェクトの一つが、「国家重点プログラム」であるImPACTにつながっているのではないか。ImPACTが、今後、軍事研究につながる動きを持たないように、注視していく必要がある。

## (2) 「軍学共同」を推進する背景

ではなぜ、政府が「軍学共同」の動きをこのように急速に進めようとしているのだろうか。この点を、日本経済団体連合会（経団連）が発表して

いる防衛政策への提言を通して見ておきたい。

経団連が2015年9月に発表した『防衛産業政策の実行に向けた提言』では、「軍学共同」を進めるべきであると、次のように説明している<sup>15)</sup>。

「防衛省が関係省庁と連携した研究開発プログラムも重要である。来年3月に策定される第5期科学技術基本計画の検討においてもデュアルユース（軍事・民生両用）の重要性が指摘されており、政府の科学技術政策において、デュアルユース技術の開発を推進すべきである」。ここでは、文部科学省などの関係省庁が防衛省と連携することで、「軍事・民生両用」開発を科学技術政策に加えることを要望している。

さらに、「基礎研究の中核となる大学との連携を強化すべきである。その際、大学には、情報管理に留意しつつ、安全保障に貢献する研究開発に積極的に取組むことが求められる」と述べ、「軍事・民生両用」の技術開発、すなわち「軍学共同」を積極的に推進するように、大学側にも要望している。

安全保障技術研究推進制度や科学技術基本計画の「安全保障の確保に資する技術」など、こうした「軍学共同」が広まろうとしている背後には、経団連など、防衛産業界の声が反映されていると推測できる。経団連のこの提言の続きには、「こうした観点から総合科学技術・イノベーション会議との連携を図り、革新的かつ非連続的な技術開発を行うImPACTを拡充・強化するなどの取組みを進めるべきである」と説明している。

つまり、前項で紹介した「革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）」は、経団連の「防衛産業政策」のために「拡充・強化する」べき具体的なプロジェクトであると、政府に注文をつけていけることも確認できる。

では、防衛産業界が「軍事・民生両用」開発や「軍学共同」の拡大を早急に進めようとする理由はどこにあるのだろうか。

大宮英明（経団連副会長、防衛生産委員長、三菱重工業社長）は、2012年8月に行われた座談会で、次のように説明している。「各国とも、防衛予算の拡大が望めないなかで防衛産業基盤の維持の重要性を認識しており、（略）武器輸出を重

要な基盤維持の手段として位置付け、国をあげて武器輸出拡大に取り組んで」いる。

つまり、武器輸出拡大によって防衛産業基盤が維持されるという点を説明している。そして、「今年4月に日英両国首相による共同声明において装備品の国際共同開発・生産を進めることができた」と続く<sup>16)</sup>。

こうした説明から見えてくることは、日本が防衛産業基盤を維持するには、他国と同様に、武器輸出を拡大する必要があるという、経団連の判断である。

つまり、武器輸出拡大のためには、武器輸出三原則の見直しに加え、日本の防衛装備品の競争力強化が必要で、大学と連携したうえで、民生技術の研究開発を取り入れるべきだ、と政府に要望していたことになる。

### 3 まとめにかえて

これまで見たように、「安全保障技術研究推進制度」や「安全保障の確保に資する技術」の研究開発の取り組みは、「軍事技術開発」や「新兵器開発」との表現が用いられていないが、その本質は軍事研究であると判断せざるを得ないだろう。

また、現在の軍事研究は、「ネットワーク中心の戦争」のように情報ネットワークを加えた軍事技術体系の構築が目標にあるため、両用技術や防御用技術と、殺傷を伴う攻撃用軍事技術とを明確に区別することはできない。

このような軍事研究の実態を踏まえ、十分な議論、対策をとることで、こうした「軍学共同」に対応することが必要なことではないか。安易な受け入れは、軍事研究に起因する、公開の制限、進捗管理、継続的な協力などの新たな問題を教育機関、研究機関が抱え込むことになる。

一方で、「軍学共同」に反対しないように、さまざまな工夫がされている点も見えてきた。初年度の「安全保障技術研究推進制度」は20億円の予算請求に対して3億円からスタートし、2年目に6億円が認められた。小さくスタートしている。

また、研究者の多くが軍事研究を忌避したい気持ちを和らげるため、痛みを感じないように「配慮」を加えてスタートしている。

この論考では、これらの「工夫」の全体像を捉えきれていないかもしれない。著者の専門は「戦時科学史」であるが、こうした歴史的な考察も利用しながら、「軍学共同」の動きに対して、早急な検討と、それに向けた対策が必要である。

注および文献 (URL の最終閲覧日: 2016年3月20日)

- 1) 河村豊「軍事研究を拡大させる『軍学共同』の新たな動き—最近15年間の動向から考える」『日本の科学者』50(11), 45-50(2015).
- 2) 平成27年度安全保障技術研究推進制度公募要領「別紙3】平成27年度募集に係る研究テーマについて」  
[http://www.mod.go.jp/trdi/funding/h27koubo\\_bessi3.pdf](http://www.mod.go.jp/trdi/funding/h27koubo_bessi3.pdf)
- 3) 「(2) 研究開発に関わる施策、⑤防衛用として将来有望な先進的な研究に関するファンディング」防衛省「防衛生産・技術基盤戦略～防衛力と積極的平和主義を支える基盤の強化に向けて～」2014年6月, p.13.  
<http://www.mod.go.jp/atla/soubiseisaku/soubiseisakuseisan/2606honbun.pdf>
- 4) 防衛省経理装備局技術計画官「技本の研究開発の現状と軍事技術の方向性」平成23年5月 p.11より作成。  
<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/seisan/sonota/pdf/05/005.pdf>
- 5) 防衛省技術研究本部「平成27年度安全保障技術研究推進制度公募要領」平成27年7月, p.14.  
[http://www.mod.go.jp/trdi/funding/h27koubo\\_honsatsu.pdf](http://www.mod.go.jp/trdi/funding/h27koubo_honsatsu.pdf)
- 6) 防衛省「安全保障技術研究推進制度の平成27年度採択研究課題について」平成27年9月25日。  
<http://www.mod.go.jp/j/press/news/2015/09/25b.html>
- 7) 「平成27年度採択研究課題 採択研究課題数9件・別紙第1「平成27年度採択研究課題【9課題】」  
[http://www.mod.go.jp/j/press/news/2015/09/25b\\_1.pdf](http://www.mod.go.jp/j/press/news/2015/09/25b_1.pdf)
- 8) 「防衛省「新制度」大学の対応は」NHK総合「おはよう日本」, 2016年2月3日(水)放送。
- 9) 「変質する『平和』戦後71年・防衛産業 研究費不足 学者に甘言」『東京新聞』2016年2月9日。
- 10) 「軍事依存経済 溶け込む軍産学②」『しんぶん赤旗』2015年11月20日。
- 11) 「第5期科学技術基本計画」閣議決定。平成28年1月22日, p.21.  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>
- 12) 「諮問第6号「科学技術イノベーション総合戦略2015について」に対する答申(案)」総合科学技術・イノベーション会議, 平成27年6月18日。  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihui010/siryo2-2.pdf>
- 13) 「国家安全保障戦略について」国家安全保障会議決定(閣議決定), 平成25年12月17日, p.17.  
[http://www.cn.emb-japan.go.jp/fpolicy\\_j/nss\\_j.pdf](http://www.cn.emb-japan.go.jp/fpolicy_j/nss_j.pdf)
- 14) 前掲注12) p.2.
- 15) 一般社団法人日本経済団体連合会「防衛産業政策の実行に向けた提言」2015年9月15日。  
[https://www.keidanren.or.jp/policy/2015/080\\_honbun.pdf](https://www.keidanren.or.jp/policy/2015/080_honbun.pdf)
- 16) 「座談会 防衛産業の生産・技術基盤の維持・強化に向けて」『月刊経団連』2012年8月20日, p.20.  
[https://www.keidanren.or.jp/journal/monthly/201208\\_zadankai.pdf](https://www.keidanren.or.jp/journal/monthly/201208_zadankai.pdf)